

- 第18号議案 大田区立龍子記念館条例の一部を改正する条例
- 第19号議案 大田区立郷土博物館条例の一部を改正する条例
- 第20号議案 大田区立大森海苔のふるさと館条例の一部を改正する条例
- 第21号議案 大田区立勝海舟記念館条例の一部を改正する条例

博物館・記念館の特別展入館料の上限額変更について

区内博物館・記念館で開催する特別展は、全国の博物館等から文化財を借用するケースも少なくなく、展示に係る費用が高額になっている。また、現行の条例は、昭和54年に制定された大田区立郷土博物館条例をもとに各施設が現在に至っている。

今回、対象施設において特別展入館料について、現在の上限額を変更すると同時に一般及び小中学生の料金区分を統一する。

1 対象施設

- 郷土博物館
- 大森 海苔のふるさと館
- 龍子記念館
- 勝海舟記念館

2 上限額

各館の上限額については以下の表のとおり（）は団体割引上限額

	一般	小中学生
郷土博物館	1,500円 (1,200円)	600円 (300円)
大森 海苔のふるさと館	1,500円 (1,200円)	600円 (300円)
龍子記念館	1,500円 (1,200円)	600円 (480円)
勝海舟記念館	1,500円 (1,200円)	600円 (480円)

※本表において団体とは20人以上のものをいう。